

保険金等をお支払いする時期について

保険金等をお支払いする時期について

保険金等のお支払いは、ご請求に必要な書類が全て当社（当社の本社、支社、営業店など）に到着した日の翌日*からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の口座にお支払いいたします。

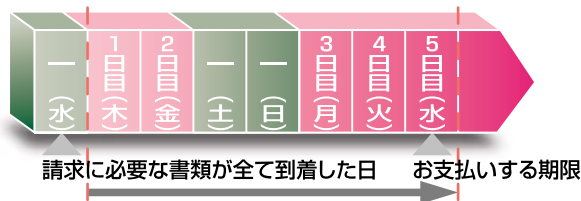
*ご契約によっては、「到着した日から」と定めている場合があります。

当社にご提出いただいた書類を拝見した結果、ご契約前の健康状態、事故の原因などの必要な詳細な事実確認（医療機関等への確認を含みます）をさせていただく場合があります。

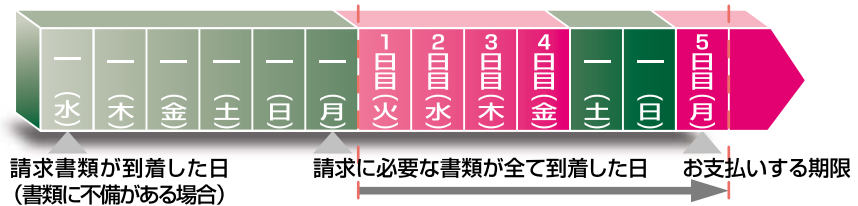
保険金等のお支払いのために事実の確認が必要な場合

- (1) 保険金等のお支払いのために次の事実の確認が必要な場合は、ご請求に必要な書類が全て当社（当社の本社、支社、営業店など）に到着した日の翌日*からその日を含めて45日以内にお支払いいたします。
 - ・ 保険金などのお支払事由発生の有無の確認が必要な場合
 - ・ 保険金などのお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
 - ・ 告知義務違反に該当する可能性がある場合
 - ・ 約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
- (2) 前記（1）の確認をするため、弁護士法に基づく照会や刑事手続きの結果についての捜査機関に対する照会等、特別な照会や確認が必要な場合は、ご請求に必要な書類が全て当社（当社の本社、支社、営業店など）に到着した日の翌日*からその日を含めて180日以内にお支払いいたします。
 - *ご契約によっては、「到着した日から」と定めている場合があります。

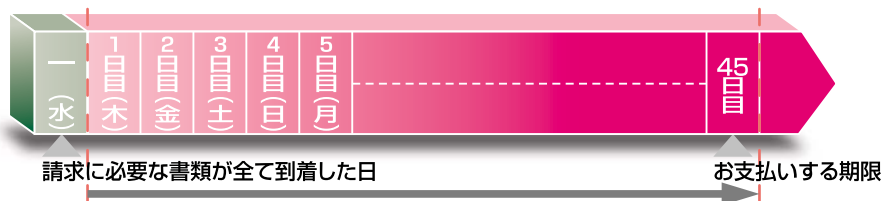
ご提出いただいた
請求書類にて
お支払いできる場合



ご提出いただいた
請求書類に
不備があった場合



(1)の
事実の確認が
必要な場合



(2)の
特別な照会や
事実の確認が
必要な場合



- ・ 保険金等を支払期限経過後にお支払いする場合は、期限を超えた期間について遅延利息をお支払いします。
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人、指定代理請求人または代理請求人が正当な理由なく必要な事項の確認を妨げ、または応じなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、当社はこれにより確認が遅延した期間の滞滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

保険金等お支払いの取扱に関する留意事項について

保険金等受取人が先に死亡された後に、保険金等のお支払事由が発生した場合

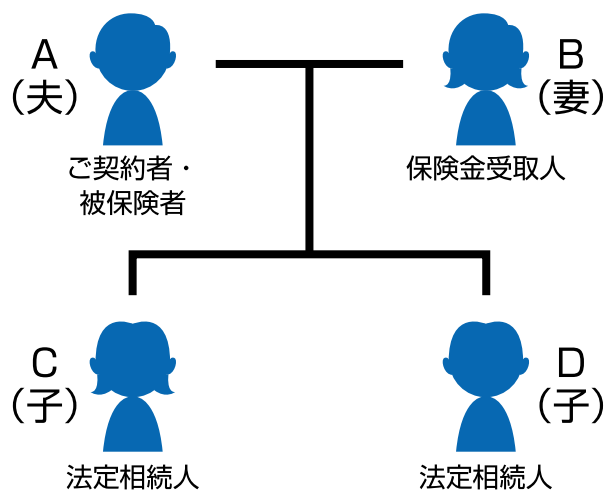
保険金等受取人が死亡した後に受取人変更手続きをされない間に、保険金等の支払事由が発生した場合は、保険金等受取人の死亡時の法定相続人が受取人となります。

(例)

- ・ Aさんより先にBさんが死亡し、その後保険金受取人の変更手続きをされない間にAさんが死亡（死亡保険金の支払事由が発生）した場合

契約者・被保険者 Aさん

保険金受取人 Bさん



Bさんの法定相続人で、Aさんの死亡時に生存しているCさん、Dさんが保険金受取人となります。
〔保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。〕

(注) 保険金等受取人の範囲や受取割合は、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡された順序などにより決まります。詳しくは、当社までお問い合わせください。

債権者等からご契約の解約通知があった場合で、解約前に保険金等のお支払事由が発生した場合

債権者等からご契約の解約の通知があった場合に、解約通知が会社に到着した日から解約となる1ヶ月までの間に保険金等の支払事由が生じ、保険金等を支払うことにより保険契約が終了することとなる場合は、保険金等の支払金額の限度内で、解約の通知が当社に到着した日時点で当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等にお支払いします。

この場合は、保険金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等受取人にお支払いします。